

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
23 愛知県	229 豊明市	23229	3180005007648	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 誓光寺福祉会					
(8)主たる事務所の住所 愛知県 豊明市 間米町唐竹368-7					
(9)主たる事務所の電話番号 0562-93-3737		(10)主たる事務所のFAX番号 0562-95-2105		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.kosodate-web.com/karatake/			(14)法人のメールアドレス karatake-hoikuen@coffee.ocn.ne.jp		
(15)法人の設立認可年月日 昭和52年1月6日			(16)法人の設立登記年月日 昭和52年1月28日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	10,000
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数	
井上新 税理士	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	0	
丸山安夫 無職	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	
石田ミチ子 無職	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	
田村紗也香 会社員	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	
荒川孝一 自営業	H30.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	
江川理沙 保育士	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	
市原佑香 保育士	H29.4.1 ～ H33.6	2 無	2 無	1	

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-12)前会計年度における理事会への出席回数	
近藤謙	1 理事長（会長等含む。） H29.6.16 ～ H31.6	平成5年12月4日	1 常勤	平成29年6月16日	保育園園長	2 無
柴原亨	3 その他理事 H29.6.16 ～ H31.6		3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給
猪飼俊彦	3 その他理事 H29.6.16 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月16日	寺院代表役員	2 無
嘉戸竜一	3 その他理事 H29.6.16 ～ H31.6		4 その他		1 有	4 いずれも支給なし
戸軽尚美	3 その他理事 H29.6.16 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月16日	歯科医師	2 無
横山弘美	3 その他理事 H29.6.16 ～ H31.6		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし
			2 非常勤	平成29年6月16日	医師	2 無
			1 常勤	平成29年6月16日	保育士	2 無
			2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	3 職員給与のみ支給
			2 非常勤	平成29年6月16日	無職	2 無
			2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日		
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数		
伊藤賢治	無職 H29.6.16 ～ H31.6	2 無	平成29年6月16日		
丸山喜八郎	会社役員 H29.6.16 ～ H31.6	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	2		
		2 無	平成29年6月16日		
		6 財務管理に識見を有する者（その他）	2		

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		0.0		常勤換算数 0.0	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	14	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	11
常勤換算数		0.0		常勤換算数 0.7	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項		
評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月16日	6	1		第1号議案 平成28年度事業報告、計算書類等承認 第2号議案 社会福祉充実計画について 第3号議案 役員等の選任について（理事、監事） 第

					4号議案 役員等の報酬及び費用に関する規程の制定 第5号議案 その他（菜園用地売買とその運用について）（いずれも可決承認）
--	--	--	--	--	---

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月28日	6	2	第1号議案 平成28年度事業報告及び計算書類について 第2号議案 資産総額変更登記について 第3号議案 評議員会招集について 第4号議案 理事長専決事項報告 運営状況公開予定、管理規程変更、保育所乳児受入枠の変更、保育所設備の改修及び修繕予定（いずれも可決承認）
平成30年3月13日	6	2	第1号議案 平成30年度事業計画及び予算 第2号議案 平成29年度補正予算 第3号議案 菜園用地売買及び整備の件 第4号議案 職場環境改善の件（職場意識改善助成金受給、人材開発支援助成金受給） 第5号議案 理事長専決事項報告 辞令発行、職員異動、固定資産物品の廃棄（いずれも可決承認）

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	伊藤賢治 丸山喜八郎
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特に無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特に無し

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地					④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数 (人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）			
001	からたけ保 育園	02091201	保育所				保育園				
		愛知県	豊明市	間米町唐竹368-7		2 民間からの賃借等	3 自己所有	昭和52年4月1日	115	1,346	
		ア建設費	昭和52年8月26日	68,417,142	58,954,500	16,000,000	143,371,642	661.170			
		イ大規模修繕						0			
001	からたけ保 育園	00000001	本部経理区分				本部				
		愛知県	豊明市	間米町唐竹368-7		2 民間からの賃借等	3 自己所有	昭和52年4月1日	0	0	
		ア建設費	昭和52年8月26日	0	0	0	0	0	0.000		
		イ大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）		
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）		0
②地域公益事業（円）		0
③公益事業（円）		0
④合計額（①＋②＋③）（円）		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）		0
②地域公益事業（円）		0
③公益事業（円）		0
④合計額（①＋②＋③）（円）		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間		～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊦財産目録	1 有
㊦事業計画書	1 有
㊦第三者評価結果	2 無
㊦苦情処理結果	1 有
㊦監事監査結果	2 無
㊦附属明細書	2 無
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費（円）	113,231,310
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	38,802,131
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	117,072,380	116,498,155	574,225	
	経常経費寄附金収入	8,400	8,400	0	
	受取利息配当金収入	3,000	1,217	1,783	
	その他の収入	6,973,080	6,925,211	47,869	
	事業活動収入計（１）	124,056,860	123,432,983	623,877	
	支出				
	人件費支出	95,117,879	94,150,461	967,418	
	事業費支出	12,837,820	11,823,305	1,014,515	
	事務費支出	8,190,971	6,976,913	1,214,058	
	その他の支出	5,700,060	5,671,795	28,265	
	事業活動支出計（２）	121,846,730	118,622,474	3,224,256	
	事業活動資金収支差額（３）＝（１）－（２）	2,210,130	4,810,509	-2,600,379	
整備等による収支	収入				
	施設整備等寄附金収入	1,000,000	1,000,000	0	
	設備資金借入金収入	6,600,000	4,600,000	2,000,000	
	施設整備等収入計（４）	7,600,000	5,600,000	2,000,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	1,200,000	1,200,000	0	
の活動による収支	固定資産取得支出	10,510,000	10,434,200	75,800	
	施設整備等支出計（５）	11,710,000	11,634,200	75,800	
	施設整備等資金収支差額（６）＝（４）－（５）	-4,110,000	-6,034,200	1,924,200	
	収入				
の活動による収支	積立資産取崩収入	2,629,920	2,629,920	0	
	その他の活動収入計（７）	2,629,920	2,629,920	0	
	支出				
	積立資産支出	730,050	730,050	0	
の活動による収支	その他の活動支出計（８）	730,050	730,050	0	
	その他の活動資金収支差額（９）＝（７）－（８）	1,899,870	1,899,870	0	
	予備費支出（１０）			0	
	当期資金収支差額合計（１１）＝（３）＋（６）＋（９）－（１０）	0	676,179	-676,179	
前期末支払資金残高（１２）		15,579,255	15,579,255	0	
当期末支払資金残高（１１）＋（１２）		15,579,255	16,255,434	-676,179	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益 保育事業収益	116,498,155	119,967,660	-3,469,505
	経常経費寄附金収益	8,400	4,800	3,600
	サービス活動収益計（１）	116,506,555	119,972,460	-3,465,905
	費用 人件費	92,161,039	97,945,843	-5,784,804
	事業費	11,823,305	10,979,940	843,365
	事務費	6,976,913	6,975,672	1,241
	減価償却費	3,854,278	4,256,793	-402,515
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-886,767	-885,767	-1,000
	サービス活動費用計（２）	113,928,768	119,272,481	-5,343,713
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）	2,577,787	699,979	1,877,808
サービス活動外増減の部	収益 受取利息配当金収益	1,217	651	566
	その他のサービス活動外収益	6,925,211	2,383,827	4,541,384
	サービス活動外収益計（４）	6,926,428	2,384,478	4,541,950
	費用 その他のサービス活動外費用	5,671,795	1,341,625	4,330,170
	サービス活動外費用計（５）	5,671,795	1,341,625	4,330,170
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）	1,254,633	1,042,853	211,780
経常増減差額（７）＝（３）＋（６）		3,832,420	1,742,832	2,089,588
別増減の部	収益 施設整備等寄附金収益	1,000,000		1,000,000
	特別収益計（８）	1,000,000	0	1,000,000
	費用 固定資産売却損・処分損	6		6
	特別費用計（９）	6	0	6
	特別増減差額（１０）＝（８）－（９）	999,994	0	999,994
当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）		4,832,414	1,742,832	3,089,582
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（１２）	-2,159,921	-3,902,753	1,742,832
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）	2,672,493	-2,159,921	4,832,414
	基本金取崩額（１４）	0	0	0
	その他の積立金取崩額（１５）	0	0	0
	その他の積立金積立額（１６）	0	0	0
次期繰越活動増減差額（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）		2,672,493	-2,159,921	4,832,414

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表
平成30年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	25,837,080	34,984,160	-9,147,080	流動負債	15,273,484	25,186,295	-9,912,811
現金預金	24,514,044	33,951,970	-9,437,926	事業未払金	5,750,191	18,001,800	-12,251,609
事業未収金	862,036	1,032,190	-170,154	その他の未払金	0	65,100	-65,100
未収補助金	461,000		461,000	役員等短期借入金	2,000,000		2,000,000
				1年以内返済予定設備資金借入金	1,200,000	1,200,000	0
				職員預り金	1,831,455	1,338,005	493,450
				賞与引当金	4,491,838	4,581,390	-89,552
固定資産	87,912,657	83,232,611	4,680,046	固定負債	19,331,290	17,831,160	1,500,130
基本財産	54,250,458	56,978,266	-2,727,808	設備資金借入金	9,400,000	6,000,000	3,400,000
建物	54,250,458	56,978,266	-2,727,808	退職給付引当金	9,931,290	11,831,160	-1,899,870
その他の固定資産	33,662,199	26,254,345	7,407,854	負債の部合計	34,604,774	43,017,455	-8,412,681
土地	9,890,000		9,890,000	純資産の部			
建物	2,366,192	2,451,261	-85,069	基本金	48,320,101	48,320,101	0
構築物	1,627,879	2,132,745	-504,866	国庫補助金等特別積立金	20,152,369	21,039,136	-886,767
器具及び備品	1,440,838	1,839,179	-398,341	その他の積立金	8,000,000	8,000,000	0
ソフトウェア	406,000		406,000	人件費積立金	1,000,000	1,000,000	0
退職給付引当資産	9,931,290	11,831,160	-1,899,870	修繕費積立金	3,000,000	3,000,000	0
人件費積立資産	1,000,000	1,000,000	0	保育所施設整備積立金	4,000,000	4,000,000	0
修繕費積立資産	3,000,000	3,000,000	0	次期繰越活動増減差額	2,672,493	-2,159,921	4,832,414
保育所施設整備積立資産	4,000,000	4,000,000	0	(うち当期活動増減差額)	4,832,414	1,742,832	3,089,582
				純資産の部合計	79,144,963	75,199,316	3,945,647
資産の部合計	113,749,737	118,216,771	-4,467,034	負債及び純資産の部合計	113,749,737	118,216,771	-4,467,034

社会福祉法人誓光寺福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人誓光寺福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を愛知県豊明市間米町唐竹３６８番地７に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員の報酬は原則無報酬とする。ただし報酬を支給する場合は、各年度の総額が10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一三条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の互選により定める。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印すること。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二二条 理事及び監事の報酬は原則無報酬とする。ただし報酬を支給する場合は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

（損害賠償責任の免除）

第二三条 この法人は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法という。」）第198条において準用する法人法第114条第1項の規定により、理事会

の決議によって、役員（役員であった者を含む。）の法人法第 198 条において準用する法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から法人法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 法人法第 198 条において準用する法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、外部役員との間に、法人法第 198 条において準用する法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。

（職員）

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第二八条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から選定する。

（決議）

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を

述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 愛知県豊明市間米町唐竹368番地6、368番地7、368番地1、368番地2、368番地11所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート・亜鉛メッキ鋼板葺二階建からたけ保育園園舎 一棟(559.03平方メートル)

(2) 愛知県豊明市間米町唐竹368番地6、368番地7、368番地1、368番地2、368番地11所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建からたけ保育園車庫・保育園園舎1棟(93.50平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、豊明市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、豊明市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三十五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三十六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三十七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三十八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

（解散）

第三十九条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、豊明市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を豊明市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人誓光寺福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 栞原千次

理 事 栞原聡子

〃 早川鉄次郎

〃 國島音次

〃 神谷誠一

〃 猪飼鈴子

監 事 佐藤尊徳

〃 石原文男

附 則

第五条で定める評議員の人数は、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は「４名以上」とする。

社会福祉法人 誓光寺福祉会
役員等の報酬及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人誓光寺福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の法人業務に伴う報酬及び費用について定める。

（役員等の報酬）

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。

2 第4条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

支給基準	支給金額
1日あたりの額	2,500円

3 第4条の(4)及び(5)の業務の場合は、費用弁償として、社会福祉法人誓光寺福祉会旅費規程（以下「旅費規程」という）を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、旅費規程に準じた額の旅費を支給する。

（業務の種類）

第4条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席（書面出席を除く）
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

（適用除外）

第5条 施設職員であって法人役員等を兼務する者については、この規程は適用しない。

（改廃）

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。